

保存期間 30年

通達乙警第800号

通達乙会第279号

令和5年8月1日

本部内各部課長

警察学校長 殿

各警察署長

茨城県警察本部長

犯罪被害者に係る診断書料、初診料等の公費負担要領の制定について

犯罪被害者に係る初診料、診断書料等の公費負担については、犯罪被害者に係る診断書料、初診料等の公費負担について（令和3年12月20日付け通達乙警第1201号別添。以下「旧通達1」という。）及び犯罪被害者に係る診断書料、初診料等の公費負担の会計手続について（令和3年12月20日付け通達乙1202号別添。以下「旧通達2」という。）により実施してきたところであるが、この度、刑法の一部を改正する法律（令和5年法律第66号）が令和5年7月13日に施行されたことに伴い、新たに別添のとおり公費負担要領について制定したので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、旧通達1及び旧通達2は、廃止する。

記

改正点

「定義」の「強制性交等及び準強制性交等」を「不同意性交等」、「強制わいせつ及び準強制わいせつ」を「不同意わいせつ」に改めた。

別添

犯罪被害者に係る診断書料、初診料等の公費負担要領

1 目的

この要領は、性犯罪被害に対する診断書料の取得費用及び性犯罪被害を原因とする妊娠や性感染症の感染防止等に要する費用等や身体犯被害に対する診断書料の取得費用等を公費で負担することにより、被害者等の精神的・経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

2 定義

この通達における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「被害者等」とは、犯罪被害者、その家族及びこれに代わる者をいう。
- (2) 「性犯罪被害者」とは、次に掲げる犯罪（未遂を含む。）の被害者をいう。
- ア 不同意わいせつ罪（刑法（明治40年法律第45号。以下「法」という。）第176条）
 - イ 不同意性交等罪（法第177条）
 - ウ 監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪（法第179条）
 - エ 不同意わいせつ等致死傷罪（法第181条）
 - オ 強盗・不同意性交等罪及び同致死罪（法第241条）
 - カ アからオまでのほか、警務部警務課長（以下「警務課長」という。）が、事案の内容、犯罪被害者が置かれた状況等を勘案し、公費で負担することが必要と認めたもの
- (3) 「身体犯被害者」とは、次に掲げる犯罪の被害者をいう。
- ア 殺人未遂罪（法第203条）
 - イ 傷害罪（法第204条）のうち、被害者が全治1か月以上の傷害を負ったもの
 - ウ 逮捕等致傷罪（法第221条）
 - エ 強盗致傷罪（法第240条）
 - オ アからエまでのほか、警務課長が、事案の内容、犯罪被害者が置かれた状況等を勘案し、公費で負担することが必要と認めたもの

3 公費負担の対象

(1) 性犯罪被害者に係る公費負担の対象

公費負担の対象とする費用は、性犯罪被害者が医師の診断等を受けた場合に要した費用のうち、次に掲げるものとする。

ア 診断書料

医療機関が設定する一の診断書作成料（文書料）。ただし、捜査上複数の診断書が必要な場合は、この限りでない。

イ 初診料

一の医療機関における初診料（診療時間以外の時間、休日、深夜等に係る加算額を含み、治療に係る医療費、入院費等を除く。）。ただし、受傷部位ごとに複数の医療機関又は診療科において受診する必要がある場合は、この限りでない。

ウ 処置料

性犯罪被害を受けた場合に要する初診時の一般的又は証拠保全のための処置料（性器裂傷等に伴う縫合及び消毒、膣内洗浄、膣分泌物の採取、精子の有無の確認、採血、採尿等）

エ 投薬料

初診時に処方した当該性犯罪に起因する疾病等の予防、処置等に係る薬剤料、調剤料、処方料等（緊急避妊のための投薬料を含む。）

オ 性感染症検査料及び再診料

当該性犯罪に起因する性感染症検査料（検査に要する診察料を含む。）及びその検査結果を確認する際の診察料（原則として、クラミジア、淋病、梅毒、B型肝炎、C型肝炎及びHIV（エイズ）等の検査等）

なお、検査の必要性及び実施時期は、当該被害者と医師が相談の上、決定する。

カ 性犯罪に起因する外傷を明らかにするための検査料

当該性犯罪に起因する外傷を明らかにするため、外科的な検査を行う場合の検査料

キ 人工妊娠中絶費用

性犯罪被害により妊娠の結果を生じ、当該犯罪被害者が自らの意思で人工妊娠中絶を受けようとする場合に要する一般的な処置料

(2) 身体犯被害に係る公費負担の対象

公費負担の対象とする費用は、身体犯被害者が捜査に必要な診断書を警察に提出する場合に要した費用のうち、次に掲げるものとする。

ア 診断書料

(1) アの性犯罪被害者に係る診断書料に同じ。

イ 初診料等

(1) イの性犯罪被害者に係る初診料に同じ。ただし、診断書作成時の診察時
に限る。

4 公費負担の除外事由

3の対象であっても、次のいずれかに該当する場合は、公費負担の適用を除外する。

(1) 性犯罪被害者に係る公費負担の除外事由

ア 当該被害者が公費負担を辞退した場合

イ 他の法令等に基づく公的給付がある場合

ウ 当該被害から相当期間が経過し、改めて医師の診断を受ける必要性がないと
き、当該事件が被害者の供述その他の客観的状況等から総合的に判断して対象
事件と認められないとき（虚偽申告の可能性が極めて高い場合）など公費で負
担することが社会通念上適当でないと当該事件の発生地を管轄する警察署の長
(以下「署長」という。)が認めることにつき相当の理由がある場合

(2) 身体犯被害に係る公費負担の除外事由

ア 当該被害者が公費負担を辞退した場合

イ 加害者が当該被害者の配偶者等や六親等内の血族又は三親等内の姻族である
場合。ただし、この通達で定めている性犯罪被害者のほか、配偶者からの暴力
の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条に規定
する保護命令が発せられていたなど、特段の事情がある場合を除く。

ウ 当該被害者が、集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織
に属していると認められる場合

エ 当該犯罪被害について、当該被害者に次のいずれかに該当する行為があつた
と署長が認めることにつき相当の理由がある場合

(ア) 加害者に対する暴行、脅迫、侮辱等当該犯罪行為を誘発する行為

(イ) 当該犯罪被害を受ける原因となつた不注意な行為又は不適切な行為

(ウ) 当該犯罪行為を容認する行為

オ 被害の軽重を問わず、相互が被疑者と認められる場合

カ その他公費で負担することが社会通念上適当でないと署長が認めることにつ

き相当の理由がある場合

5 公費負担の会計手続

- (1) 会計手続は、原則、当該公費負担制度の対象事件の発生地を管轄する警察署（以下「管轄署」という。）で行う。
- (2) 診断書料、初診料等に要した費用の支払は、管轄署会計課で行う。
- (3) 予算については、別途、警務部会計課長から令達する。

6 請求手続

原則として、医療機関から警察へ直接請求する方法により支払手続を行う。ただし、被害者等が警察に被害申告する前など、既に医療機関に自己負担で医療費等を支出している場合は、被害者等から警察へ直接請求する方法により支払手続を行うことができる。

(1) 医療機関から警察へ直接請求する方法

署長は、性犯罪被害者の場合は依頼文（別記様式第1号）及び医療費等請求書（別記様式第2号）を、身体犯被害者の場合は依頼文（別記様式第3号）及び診断書料等請求書（別記様式第4号）を医療機関に交付し、当該医療機関から医療費等請求書（別記様式第2号）若しくは診断書料等請求書（別記様式第4号）の提出を受けた後、速やかに支払手続を行う。

(2) 被害者等から警察へ直接請求する方法

ア 署長は、被害者等から警察へ直接請求する方法について、被害者等へ教示する際には、本制度の適否について事前に警務課長と協議し、被害者等から医療費等の内容が分かる領収書等の原本（領収書で医療内容が判明しない場合は、診療明細書の原本。以下「領収書等」という。）の提出を受け、公費負担の支給について警務課長と検討する。

なお、領収書等の原本の提出を受けられない場合には、公費負担制度を利用することができない旨を被害者等に説明する。

イ 署長は、性犯罪被害者に対しては別紙1の事項を、身体犯被害者に対しては別紙2の事項を説明の上、医療費等申立書（別記様式第5号）の提出を受ける。あわせて、被害者等から領収書等の原本の提出を受け、その写しを取った後、領収書等の原本を被害者等に返還する。

ウ 署長は、医療費等申立書及び領収書等の内容を医療機関に確認した後、速やかに支払手続を行う。

(3) 請求時期

署長は、性犯罪被害者若しくは身体犯被害者が、医療機関を受診したときは、医療機関又は被害者等に対して、速やかに診断書料等を警察に請求させること。

7 留意事項

- (1) 本制度の運用に当たっては、被害者等の心情や個々の事情に配意した適切な対応を心掛け、その尊厳を傷つけないようにする。
- (2) 本制度の教示に当たっては、公費負担の対象が限定されていること等について十分に説明し、本制度の理解を得るとともに、適用基準を満たすものについては確実に被害者等に本制度を教示し、適用に不公平が生じることのないようにする。
- (3) 被害者が未成年者の場合は、原則として、その保護者又はこれに代わるべき者を通じて本制度を説明する。
- (4) 被害者が医療機関を受診する際には、指定被害者支援要員又は当該事件の担当捜査員等が付き添い、不安感の軽減を図る。
- (5) 人工妊娠中絶は、あくまでも性犯罪被害者本人の意思によって行われるべき措置であり、警察から積極的に中絶手術を働き掛けることのないよう留意する。
- (6) 被害者等が被害申告前に自己負担した医療費等の公費負担の運用に当たっては、被害者等の言動と被害状況に矛盾がないかなど、虚偽申告の可能性について警務課長と検討する。
- (7) 本制度については、一般社団法人茨城県医師会及び茨城県産婦人科医会の理解と協力の下に運用していることから、管内の医療機関との良好な関係を保持し、夜間及び休日の診療についての協力関係を確保する。
- (8) 本制度を運用した場合には、その経過及び結果について、指定被害者支援要員運用状況報告書（指定被害者支援要員制度実施要綱の改正について（令和5年7月25日付け通達甲警第48号）別記様式第2号）及び被害者連絡経過票（被害者連絡経過票の制定について（平成29年7月25日付け通達乙刑総第403号）別添）に記録する。
- (9) 本制度の支払は、全て口座振替により行い、現金給付は行わないで、あらか

じめ被害者等又は医療機関にその旨を説明しておくこと。

(10) (1)から(9)までのほか、疑義が生じた場合は、警務課長と協議する。

8 その他

この通達に定めるもののほか、公費負担に関し必要な事項は、警務部長が別に定める。

別記様式第1号

担当医師様
医療事務担当者

茨城県

警察署長

性犯罪被害者の診断書料、初診料、処置料、検査料等を公費負担いたしますので、下記の要領で請求をお願いいたします。

1 公費負担の対象となる費用

(1) 産婦人科の場合

ア 診断書料

イ 初診料

ウ 性犯罪被害を受けた場合に要する初診時の一般的又は証拠保全のための処置料（性器裂傷等に伴う縫合及び消毒、膣内洗浄、膣分泌物の採取、精子の有無の確認、採血、採尿等）及び投薬料（初診時に処方した当該性犯罪に起因する疾病等の予防、処置等に係る薬剤料、調剤料、処方料、緊急避妊のための投薬料を含む。）

エ 性感染症検査料（クラミジア、淋病、梅毒、B型肝炎、C型肝炎、HIV等）及び検査に要する診察料

オ 検査結果を確認する際の再診料

カ 人工妊娠中絶費用

(2) 外科等の場合（当該性犯罪に起因する他の外傷等を明らかにする目的で受診した場合）

ア 診断書料

イ 初診料

ウ 外科的な検査費用（エックス線検査、CT検査、MRI検査等）

(3) その他

ア 「診断書料」の範囲

原則として被害者1人につき1通の文書（診断書）作成料です。ただし、受傷部位ごとに複数の診療科を受診し、診療科ごとに診断書を作成した場合は、この限りではありません。

イ 「初診料」の範囲

医療機関で設定している初診料とし、時間外、深夜及び休日診察の加算分についても負担対象とします。ただし、治療費、入院費等は含まれません。

2 請求書の作成方法等

お渡しした請求書に金額と振込先を記載してください。

なお、記載されている項目以外の費用は、本制度の対象外であり、被害者の自己負担となります。

請求書は、被害者に付き添っている警察職員にお渡しいただくか、後日、連絡をいただければ担当職員が受領にうかがいます。

3 支払手続

作成していただいた請求書に基づき、指定の金融機関口座に振り込みます。

【問合せ先】

警察署

課

担当者名

電話番号

内線番号

年 月 日

警察署長 殿

住所(所在地)

氏名(医療機関名称・代表者名)

医療費等請求書

年月日 診療に係る医療費を次のとおり請求します。

摘要		金額
診断書	料	円
初診	料	円
処置料(消毒、洗浄、縫合、採血、採尿等)		円
緊急避妊に要した投薬料		円
その他の投薬料		円
性感染症検査料等	検査に要する診察料	円
	クラミジア	円
	淋病	円
	梅毒	円
	B型肝炎	円
	C型肝炎	円
	HIV	円
	その他の検査料	円
検査結果確認時の再診料		円
外科的検査料	エコ一検査	円
	エックス線検査	円
	CT検査	円
	MRI検査	円
人工妊娠中絶費用		円
消費税		円
合計請求額		

振込先	金融機関名		支店(店舗名)
口座種別	当座・普通		
口座番号			
	フリガナ		
口座名義	氏名		

別記様式第3号

担当医師
医療事務担当者 様

茨城県

警察署長

犯罪被害者の診断書料、初診料等を公費負担いたしますので、下記の要領で請求をお願いいたします。

1 公費負担の対象となる費用

(1) 診断書料

原則として、被害者1人につき1通の文書（診断書）作成料です。ただし、受傷部位ごとに複数の診療科を受診し、診療科ごとに診断書を作成した場合は、この限りではありません。

(2) 初診料等

「初診料等」とは、診断書料作成時の診察料です。時間外、深夜及び休日診察の加算分も負担対象とします。ただし、治療費や投薬料、外科的検査料（X線、CT、MRI等）、入院費等は被害者の自己負担となります。

2 請求書の作成方法等

お渡しした請求書に金額と振込先を記載してください。

請求書は、被害者に付き添っている警察職員にお渡しいただくか、後日、連絡をいただければ担当職員が受領にうかがいます。

3 支払手続

作成していただいた請求書に基づき、指定の金融機関口座に振り込みます。

【問合せ先】

担当者名	警察署	課
電話番号		
内線番号		

年 月 日

警察署長 殿

住所（所在地）

氏名（医療機関名称・代表者名）

診 断 書 料 等 請 求 書

年 月 日 診療に係る診断書料等を次のとおり請求します。

摘要	金額
診 断 書 料	円
初 診 料 ※1 ※2	円
消 費 税	円
合 計 請 求 額	円

※1 「初診料等」とは、診断書作成時の診察料をいう。

※2 記載されている以外の医療費(治療費、検査費、入院費等)は含まない。

振込先	金融機関名		支店(店舗名)
口座種別	当 座	普 通	
口座番号			
口座名義	フリガナ		
	氏 名		

別記様式第5号

医療費等申立書

医療機関において医療行為等を受けた費用は、下記のとおり支払いをお願いします。

記

1 受診日
年 月 日

2 医療機関
所 在 地

医療機関等名称・代表者
担当医師等氏名

3 医療機関に支払った費用

円

4 振込先

振込先	金融機関名	支店(店舗名)
口座種別	当座	普通
口座番号		
口座名義	フリガナ	
	氏名	

茨城県

警察署長 殿

年 月 日

住所

申立者氏名
(犯罪被害者との関係)

※ 警察記入欄

領收書 (医療内容の記載があるもの)	有・無
医療機関確認	月 日 確認者

備考

- 1 領収書の原本（領収書で医療内容が判明しない場合は、診療明細書の原本）は、目視確認後に写しを取り、申立者に返還します。
- 2 領収書等の原本の提出を受けられない場合は、公費負担制度を利用することはできません。
- 3 指定する振込先、口座種別、口座番号及び口座名義を正確に記入してください。
- 4 該当する口座種別を○で囲んでください。
- 5 日本銀行の指定外の金融機関に振り込むことはできません。

性犯罪被害者に対する説明事項

1 公費負担の対象となる費用

(1) 産婦人科の場合

- ア 診断書料
- イ 初診料
- ウ 性犯罪被害を受けた場合に要する初診時の一般的又は証拠保全のための処置料（性器裂傷等に伴う縫合及び消毒、膣内洗浄、膣分泌物の採取、精子の有無の確認、採血、採尿等）及び投薬料（初診時に処方した当該性犯罪に起因する疾病等の予防、処置等に係る薬剤料、調剤料、処方料、緊急避妊のための投薬料を含む。）
- エ 性感染症検査料（クラミジア、淋病、梅毒、B型肝炎、C型肝炎、HIV等）及び検査に要する診察料
- オ 検査結果を確認する際の再診料
- カ 人工妊娠中絶費用

(2) 外科等の場合（当該性犯罪に起因する他の外傷等を明らかにする目的で受診した場合）

- ア 診断書料
- イ 初診料
- ウ 外科的な検査費用（エックス線検査、CT検査、MRI検査等）

(3) その他

ア 「診断書料」の範囲

原則として被害者1人につき1通分の文書（診断書）作成料です。ただし、受傷部位ごとに複数の診療科を受診し、診療科ごとに診断書を作成した場合は、この限りではありません。

イ 「初診料」の範囲

医療機関で設定している初診料とし、時間外、深夜及び休日診察の加算分についても負担対象とします。ただし、治療費、入院費等は含みません。

2 医療費等申立書の作成方法等

被害者に医療費等申立書に金額や振込先等を記載させる。

ただし、領収書の原本（領収書で医療内容が判明しない場合は、診療明細書の原本）の提出を受けられない場合は、公費負担制度の利用はできないこと、前記1に記載されている項目以外の費用は、本制度の対象外であり、被害者の自己負担となることを説明する。

3 支払手続

被害者等の作成した医療費等申立書に基づき、指定の金融機関口座に振り込む。

身体犯被害者に対する説明事項

1 公費負担の対象となる費用

(1) 診断書料

原則として、被害者1人につき1通の文書（診断書）作成料。ただし、受傷部位ごとに複数の診療科を受診し、診療科ごとに診断書を作成した場合は、この限りではない。

(2) 初診料等

「初診料等」とは、診断書作成時の診察料。時間外、深夜及び休日診察の加算分についても負担する。ただし、治療費、投薬料及び外科的検査料（X線、CT、MRI等）、入院費等は被害者の自己負担となることを説明する。

2 申立書の作成方法等

被害者に医療費等申立書に金額や振込先等を記載させる。

ただし、領収書の原本（領収書で医療内容が判明しない場合は、診療明細書の原本）の提出を受けられない場合は、公費負担制度の利用はできること、前記1に記載されている項目以外の費用は、本制度の対象外であり、被害者の自己負担となることを説明する。

3 支払手続

被害者等が作成した医療費等申立書に基づき、指定の金融機関口座に振り込む。